

製品カテゴリールール (PCR)
(認定 PCR 番号 : PA-XXXXXX-YY-●●)

対象製品 : 糸 (合成繊維) : 建築用 (中間財)

Product Category Rule for
“Synthetic yarn (construction product)”

意見公募期間: 2024/5/14(火) — 2024/5/28(火)

本文書は、一般社団法人サステナブル経営推進機構が運営管理する「SuMPO 環境ラベルプログラム」において、「糸 (合成繊維) : 建築用」を対象とした算定・宣言のルールについて定めたものである。

当該製品・サービスの算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「JR-07 算定・宣言規程」に基づいて、算定・宣言を行う。

認定 PCR の有効期限は、最新版 PCR の認定日または更新日より 5 年間とする。

この PCR に記載されている内容は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続きを経ることで適宜変更および修正することが可能である。

PCR レビュー	認定日	20●●年●月●日	
	PCR レビューパネル	委員長 氏名 : ●● ●● 所属 : ●● ●●	
	準拠する規格	■ ISO14040 : 2006 ■ ISO14044 : 2006 ■ ISO14025 : 2006 ■ ISO/TS14067 : 2013	■ ISO/TS14027 : 2017 ■ ISO21930 : 2007

【PCR 策定 WG メンバー】

マルチバース株式会社、株式会社川島織物セルコン、山本産業株式会社、日本絨氈株式会社、東レ株式会社、一般社団法人カケンテストセンター、東リ株式会社

【履歴】

文書番号	公表日	内容
PA-XXXXXX-YY-ZZ	●年●月●日	制定

【プログラム情報】

プログラム名	SuMPO 環境ラベルプログラム
プログラム WEB サイト	https://ecoleaf-label.jp/
プログラム運営者	一般社団法人サステナブル経営推進機構
プログラム運営者住所	東京都千代田区内神田 1-14-8 KANDA SQUARE GATE

No.	項目	要求事項
1	適用範囲	
1-1	目的と適用範囲	<p>本 PCR の目的は、SuMPO 環境ラベルプログラムにおいて、「糸（合成繊維）：建築用」を対象とした算定および宣言に関する規則、要求事項および指示事項を特定することである。対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先する。</p> <p>本 PCR の地理的範囲は全世界とする。</p> <p>本 PCR は、PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料をコア PCR とし、その下位に属するサブ PCR である。本 PCR の対象製品の算定を行う際は、上記コア PCR の要求事項および指示事項を遵守した上で、本 PCR における当該事項も満たさなければならない。</p>
2	対象とする製品種別の定義	
2-1	製品種別	<p>本 PCR は、建築用に用いられる「糸（合成繊維）」を対象とする。</p> <p>本 PCR で対象とする「糸（合成繊維）」は、日本標準商品分類（平成2年6月改訂）にて以下に分類される製品とする。</p> <p>14 214 合成繊維長繊維糸</p> <p>14 32 かさ高加工糸</p> <p>14 331 長繊維糸撚糸のうち以下を除く製品</p> <p>33101 絹糸</p> <p>33102 レーヨン糸</p> <p>33103 キュプラ糸</p>
2-2	機能	建築および建設分野にて使用される材料・構成部品・組み立て品等（床材に限る）の構成材料として用いられる「糸（合成繊維）」（中間財）の提供。
2-3	算定単位 （機能単位）	糸 1kg とする。
2-4	対象とする構成要素	<p>次の要素を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体（中身および容器包装）、附属品 <p>容器包装は提供先の手元にわたるものとし、個装、内装、外装を問わない。</p> <p>附属品は、提供先の手元にわたるものとし、常時、添付または同梱されるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ライフサイクル段階で使用される輸送用資材、および副資材
3	引用した規格および PCR	
3-1	引用規格 および 引用 PCR	<p>以下の PCR、ISO および JIS 規格を引用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料 ・ PA-821000-AN-05 タイルカーペットのうち、(10-4)廃棄物等の処理方法に関する規定 ・ PA-254100-BU-01 紙製容器包装（中間財）のうち、(11-4)廃棄・リサイクルシナリオ ・ PA-253000-AP-05 プラスチック製容器包装のうち、(11-4)廃棄・リサイクルシナリオ
4	用語および定義	
4-1	用語および定義	<p>① 合成繊維（輸出統計品目表第 54 類より引用）</p> <p>有機単量体の重合により製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリオレフィン又はポリウレタンのもの）、又は、この工程により得た重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリ（酢酸ビニル）を加水分解することにより得たポリ（ビニルアルコール））</p>

		<p>② 原着糸 紡糸工程において原液に顔料や染料等の色材を加えて着色した繊維から作られる糸</p> <p>③ 白糸 紡糸工程において色材を加えず、床材の生産工程で染色される糸</p> <p>④ 添加剤 安定剤、色剤、酸化チタンなど、樹脂等の原材料又は製品に加えることで着色したり、性能を付加又は向上させる物質</p>
5	製品システム (データの収集範囲)	
5-1	製品システム (データの収集範囲)	<p>次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <p>・製造段階 【A1】 原材料の調達に係るプロセス 【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス 【A3】 製品の生産に係るプロセス</p> <p>・廃棄段階 【C2】 使用済み製品の輸送に係るプロセス 【C3】 使用済み製品の中間処理プロセス 【C4】 廃棄物処理プロセス ① 「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス ② 「廃容器包装、附属品」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <p>【A1】、【A2】、【A3】を区別せず、「製造段階」としてまとめて宣言してもよいが、その場合は、【A2】の負荷を追加情報として表示しなければならない。</p>
5-2	カットオフ基準および カットオフ対象	<p>【カットオフ基準】 コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。</p> <p>【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】 コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる</p>
5-3	ライフサイクルフロー 図	<p>附属書 A (規定) に一般的なライフサイクルフロー図を示す。SuMPO EPD の算定時には、このライフサイクルフロー図から外れない範囲で、算定製品ごとに詳細化したライフサイクルフロー図を作成しなければならない。</p>
6	全段階に共通して適用する算定方法	
6-1	一次データの収集範囲 の設定基準	<p>一次データの収集範囲は(7-2)、および(10-2)に記載する。 なお、一次データの収集範囲外のデータ収集項目についても、必要に応じて一次データを収集してよい。</p>
6-2	一次データの品質	<p>コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。</p>
6-3	一次データの収集方法	<p>コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。</p>
6-4	二次データの品質	<p>【時間に関する範囲の基準】 コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。</p>

6-5	二次データの収集方法	コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。												
6-6	配分	<p>【配分基準に関する規定】 コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。</p> <p>【配分の回避に関する規定】 コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。</p> <p>【配分の対象に関する規定】 コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。</p>												
6-7	シナリオ	<p>【輸送に関するデータ収集】 コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】 コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。</p> <p>【独自のシナリオを設定する場合の取扱いについて】 コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。</p>												
6-8	その他	コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。												
7	製造段階に適用する項目													
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>【A1】 原材料の調達に係るプロセス（投入物の生産（バイオマスの場合は育成等）を含む）</p> <p>【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス</p> <p>【A3】 製品の製造に係るプロセス</p>												
7-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>【A1】 原材料の調達に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「重要な原材料（合成樹脂）の構成要素」 原材料の製造プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「各構成要素」 製造原単位</td> </tr> <tr> <td>「重要な原材料（合成樹脂）の構成要素」 原材料の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量）</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 輸送原単位</td> </tr> <tr> <td>「水」 「燃料」 「電力」 原材料の製造プロセスへの投入量</td> <td>一次</td> <td>「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位</td> </tr> </tbody> </table>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「重要な原材料（合成樹脂）の構成要素」 原材料の製造プロセスへの投入量	一次	「各構成要素」 製造原単位	「重要な原材料（合成樹脂）の構成要素」 原材料の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位	「水」 「燃料」 「電力」 原材料の製造プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名												
「重要な原材料（合成樹脂）の構成要素」 原材料の製造プロセスへの投入量	一次	「各構成要素」 製造原単位												
「重要な原材料（合成樹脂）の構成要素」 原材料の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位												
「水」 「燃料」 「電力」 原材料の製造プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用原単位												

	「副資材（生産用資材、薬品等）」 原材料の製造プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位
	「副資材（生産用資材、薬品等）」 原材料の製造サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
	「その他の原材料」 製品生産サイトへの投入量 その他の原材料には、以下が含まれる。 添加剤等 （安定剤、着色剤、発泡剤、加硫剤、加硫促進剤、 染料、顔料、溶剤、反応補助剤、潤滑剤、賦形剤 など）	一次	「各原材料」 製造原単位
	「容器包装」 「附属品」 製品生産サイトへの投入量	一次	「容器包装」 「附属品」 製造原単位
	「排出物等」 ※2		
【A2】 原材料の工場までの輸送に係るプロセス			
	活動量の項目名	活動量の 区分	活動量に乗じる 原単位の項目名
	「重要な原材料」、「その他の原材料」、「容器包装、 「附属品」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
【A3】 製品の製造に係るプロセス（サイト間輸送を含む）			
	活動量の項目名	活動量の 区分	活動量に乗じる 原単位の項目名
	「水」 「燃料」 「電力」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「水」 「燃料」 「電力」 製造と供給および使用 原単位
	「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、洗浄 剤等）」 製品生産プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位
	「副資材（生産、検査、保管、梱包用資材、洗浄 剤等）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位

		「副資材（輸送用資材）」 サイト間輸送プロセスへの投入量	一次	「各副資材」 製造原単位
		「副資材（輸送用資材）」 製品生産サイトへの輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
		「輸送物」 各サイト間の輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
		「排出物等」 ※2		
		<p>※1 次の項目を一次データとして収集する。</p> <p>[燃料法の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送手段ごとの「燃料使用量」 <p>[燃費法の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送手段ごとの「燃費」 ・輸送手段ごとの「輸送距離」 <p>[トンキロ法の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送手段ごとの「輸送重量」 <p>※2 排出物等に関するデータ収集項目</p>		
		活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名
		「廃棄物等」 「廃水」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
		「廃棄物等」 各処理施設への輸送量（または燃料使用量）	※1	「各輸送手段」 輸送原単位
		大気・水圏・土壌への排出物の排出量 「COD」、「VOC」、「NOx」、「SOx」等	一次 または シナリオ	—
		<p>【配分のために収集する一次データ収集項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「製品」の生産量 ・「共製品」の生産量 		
7-3	一次データの収集方法および収集条件	<p>【重要な原材料のデータ収集に関する規定】</p> <p>コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。</p>		
7-4	シナリオ	<p>コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。</p>		
7-5	その他	<p>【原単位の適用に関する規定】</p> <p>次の項目の原単位について二次データを使用する場合は、指定された項目名（IDEA の場合）</p>		

		<p>の原単位を使用することとする。</p> <p>ナイロン 66：ナイロン 66 塩, 63% (ナイロン 66 樹脂の原料であるナイロン 66 塩の原単位には重合プロセスの負荷が含まれないが、現時点では他に適した原単位が存在しない。今後、より適した原単位が整備された場合には変更する可能性がある。)</p> <p>染料：環式中間物・合成染料・有機顔料, 4 桁 顔料：無機顔料, 4 桁</p> <p>その他、コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。</p>
8	建設段階に適用する項目	
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>中間財のため、以下のプロセスは対象外とする。</p> <p>【A4】 施工現場への輸送に係るプロセス 【A5】 施工に係るプロセス</p>
8-2	データ収集項目	対象外
8-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外
8-4	シナリオ	対象外
8-5	その他	対象外
9	使用段階に適用する項目	
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>中間財のため、以下のプロセスは対象外とする。</p> <p>【B1】 使用に係るプロセス 【B2】 メンテナンス(清掃および予防的・定期的な保守活動)に係るプロセス 【B3】 修繕(製品の一部の破損、損傷による部品の交換)に係るプロセス 【B4】 製品全体の交換に係るプロセス 【B5】 改装に係るプロセス 【B6】 製品使用時のエネルギーの使用 【B7】 製品使用時の水の使用</p>
9-2	データ収集項目	対象外
9-3	一次データの収集方法および収集条件	対象外
9-4	シナリオ	対象外
9-5	その他	対象外
10	廃棄・リサイクル段階に適用する項目	
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>次のプロセスを対象とする。</p> <p>【C2】 使用済み製品の輸送に係るプロセス 【C3】 使用済み製品の中間処理プロセス</p>

		<p>【C4】 廃棄物処理プロセス</p> <p>① 「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <p>② 「廃容器包装、附属品」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <p>【C1】 撤去・解体に係るプロセスは対象外とする。</p>																		
10-2	データ収集項目	<p>次表に示すデータ項目を収集する。</p> <p>【C2】 使用済み製品の輸送に係るプロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「使用済み製品」 各処理施設への輸送量</td> <td>※1</td> <td>「各輸送手段」 原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>【C3】 使用済み製品の中間処理プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「使用済み製品」 選別処理量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「廃棄・建築物混合廃棄物 破碎選別サービス」 処理原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>【C4】 廃棄物処理プロセス</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動量の項目名</th> <th>活動量の区分</th> <th>活動量に乗じる原単位の項目名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量</td> <td>一次 または シナリオ</td> <td>「各処理方法」 処理原単位</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 輸送量については、7-2 に準ずる。</p>	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「使用済み製品」 各処理施設への輸送量	※1	「各輸送手段」 原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「使用済み製品」 選別処理量	一次 または シナリオ	「廃棄・建築物混合廃棄物 破碎選別サービス」 処理原単位	活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名	「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																		
「使用済み製品」 各処理施設への輸送量	※1	「各輸送手段」 原単位																		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																		
「使用済み製品」 選別処理量	一次 または シナリオ	「廃棄・建築物混合廃棄物 破碎選別サービス」 処理原単位																		
活動量の項目名	活動量の区分	活動量に乗じる原単位の項目名																		
「使用済み製品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位																		
10-3	一次データの収集方法および収集条件	コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。																		
10-4	シナリオ	<p>【使用済み製品の処理方法に関する規定】</p> <p>使用済み製品の処理方法について一次データの収集が困難な場合は、100%焼却処理とする。</p> <p>なお、用途が以下の PCR 対象製品に限定される場合は、以下の PCR の規定を使用してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PA-821000-AN-05 タイルカーペットのうち、(10-4)廃棄物等の処理方法に関する規定 <p>提供先の手元にわたる容器包装、および附属品の廃棄処理に係る負荷は、以下の PCR を使用して【C4】で計上しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PA-254100-BU-01 紙製容器包装（中間財）のうち、(11-4)廃棄・リサイクルシナリオ ・ PA-253000-AP-05 プラスチック製容器包装のうち、(11-4)廃棄・リサイクルシナリオ 																		
10-5	その他	コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。																		
11	LCI 計算、ライフサイクル影響評価に関する項目（エコリーフによる宣言にのみ適用する項目）																			

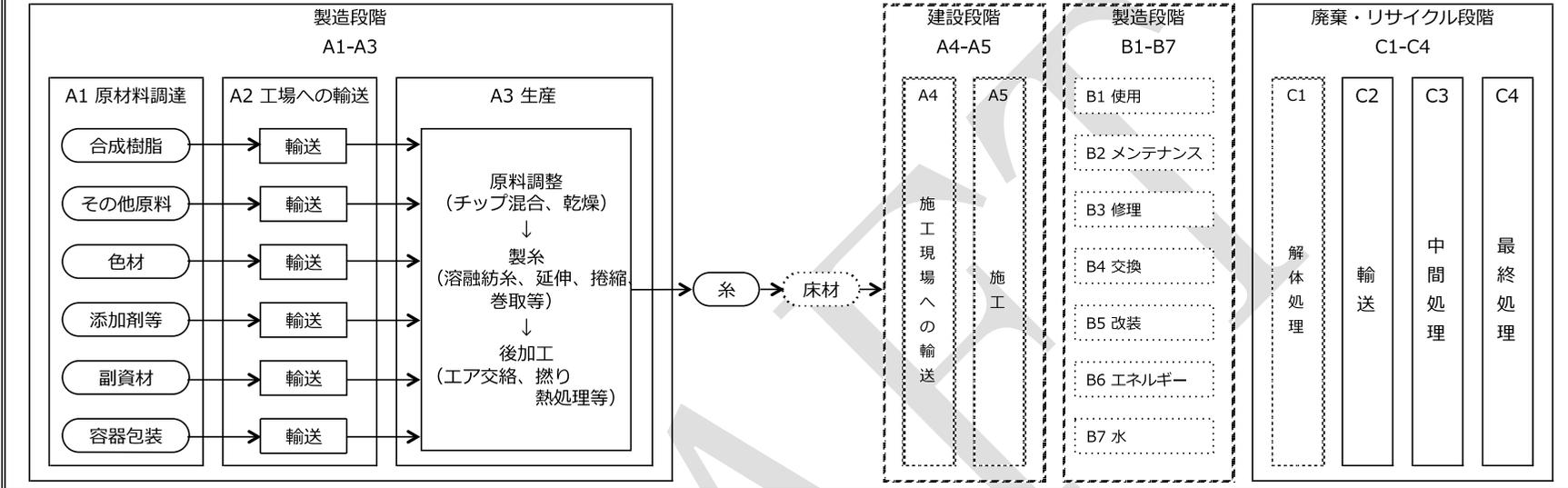
11-1	LCI 計算の考え方	コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」 に準ずる。
11-2	影響評価項目および特性化係数の追加	コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」 に準ずる。
12	宣言方法	
12-1	製品の仕様	<p>【必須記載事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な製造サイト ・主原料 ・原着糸又は白糸
12-2	エコリーフ ライフサイクル影響評価結果	<p>【必須記載事項】</p> <p>コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」 に準ずる。</p> <p>なお、上記に加え、ISO21930:2017 に準拠する場合には、以下の情報について表示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動 - 化石由来 ・気候変動 - 生物由来 ・気候変動 - 土地利用および改変 ・気候変動 - 合計
12-3	エコリーフ ライフサイクルインベントリ分析 関連情報	<p>【必須記載事項】</p> <p>コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」 に準ずる。</p> <p>なお、上記に加え、ISO21930:2017 に準拠する場合には、以下の情報について表示しなければならない。</p> <p>(1)一次資源の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギーキャリア（燃料）として使用される再生可能な一次資源 [MJ] ・材料として使用されるエネルギー燃料を含む再生可能な一次資源 [MJ] ・エネルギーキャリア（燃料）として使用される非再生可能な一次資源 [MJ] ・材料として使用されるエネルギー燃料を含む非再生可能な一次資源 [MJ] <p>(2)二次資源の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二次材料 [kg] ・再生可能な二次燃料 [MJ] ・非再生可能な二次燃料 [MJ] ・回収エネルギー [MJ] <p>(3)化石資源の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非生物資源枯渇 - 化石燃料 [MJ] ・バイオベース製品に含まれる生物由来炭素に関連する CO2 の除去量と排出量 ・焼却による CO2 排出量と炭酸化による CO2 固定量 ・バイオベースの容器包装に含まれる生物由来炭素に関連する CO2 の除去量と排出量
12-4	エコリーフ 材料及び物質に関する構成成分	コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」 に準ずる。
12-5	エコリーフ 廃棄物関連情報	コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」 に準ずる。
12-6	CFP 算定結果	コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」 に準ずる。

12-7	追加情報 (エコリーフ/CFP 共通)	<p>【必須表示内容の規定】 次の項目は表示をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要な原材料に関して一次データを収集した場合は、その旨および収集内容（地域、期間等） ・重要な原材料に関して二次データを使用した場合は、その旨および理由 ・白糸の場合、着色工程を含んでいない旨 ・【A1】、【A2】、【A3】を「製造段階」としてまとめた場合、【A2】の負荷の情報。 <p>なお、上記に加え、ISO21930:2017 に準拠する場合には、以下の情報について表示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宣言単位製品あたりの生物由来炭素含有量 [kg-C] ・附属するバイオベース梱包材の生物由来炭素含有量 [kg-C] <p>【間接影響の表示に関する規定1】 モジュール【D】として、以下の間接影響を表示することができる。ただし当該間接影響はEPDの結果と合算してはならない。なお、モジュール【D】の算定および表示の内容は、ISO21930:2017の要件に従うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄・リサイクル段階から排出される排出物（材料またはエネルギー）をリユースまたはリサイクルする場合に回避できる潜在的負荷の控除分 <p>その他、コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。</p>
12-8	その他エコデザイン 関連情報（エコリーフ/CFP 共通）	<p>【必須表示内容の規定】 コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。</p> <p>【推奨表示内容の規定】 コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。</p>
12-9	その他	<p>【必須記載事項】 コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。</p> <p>【製品間比較に関する規定】 コア PCR 「PA-240000-BP-01 建築材料および建設材料」に準ずる。</p>

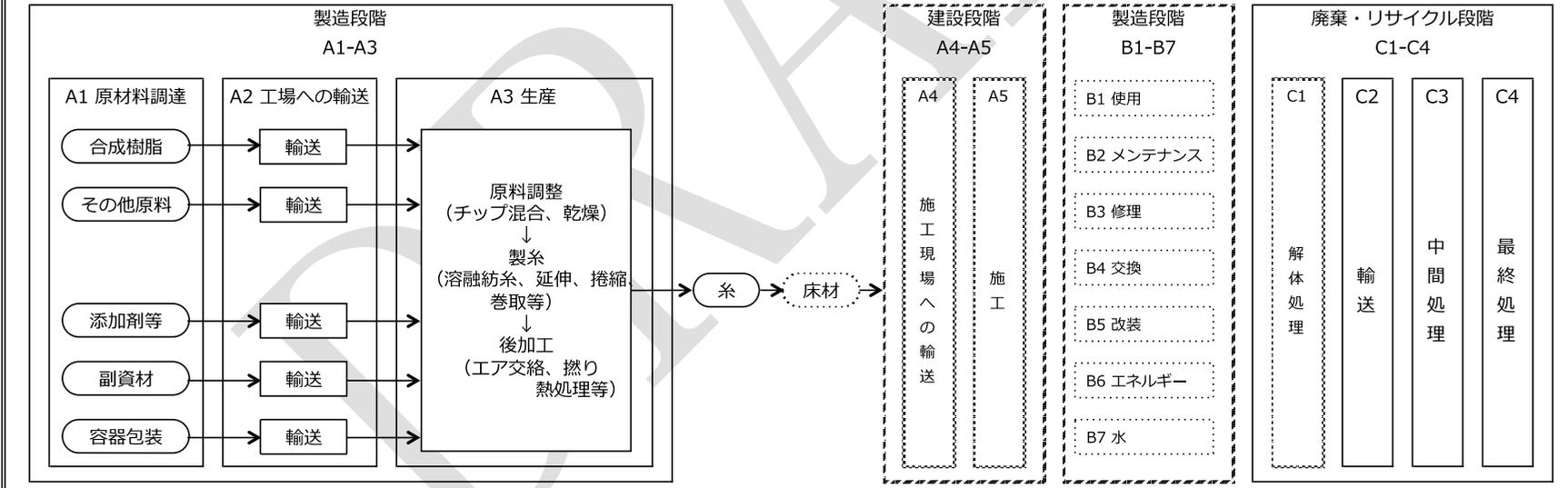
附属書A：ライフサイクルフロー図（規定）

DRAFT

A1:原着糸のフロー図



A2:白糸のフロー図



※「燃料」「電力」「水」の供給および使用に係るプロセスはフロー図から省略



附属書B：輸送シナリオ（規定）

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

B1. 輸送距離

- ・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合：50 km
- ・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合：100 km
- ・ 県間輸送の可能性がある輸送の場合：500 km
- ・ 特定地域に限定されない場合（国内）：1,000 km
- ・ 海外における陸送距離：500 km
- ・ 港→港：港間の航行距離

B2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ		
製造段階	原材料調達輸送	輸送が陸運のみの場合	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 平均
		輸送に海運が伴う場合 (輸入先国内輸送、生産サイト→港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 平均
		輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港→港)	<輸送手段> コンテナ船 (<4,000 TEU)
		輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港→納入先)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 平均
	サイト間輸送	サイト間輸送	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 平均
	副資材調達輸送	副資材調達輸送	原材料調達段階と同じ
	廃棄物輸送	廃棄物輸送 (生産サイト→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 平均
廃棄・リサイクル段階		廃棄物輸送 (ごみ集積所→処理施設)	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 平均